

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照表
 ○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年内閣府令第二十六号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（有償譲渡の届出事項等）</p> <p>第一条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（買取り希望の申出事項等）</p> <p>第二条 法第十五条第一項（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の申出は、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の土地買取り希望申出書の正本一部を提出してしなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（有償譲渡の届出事項等）</p> <p>第一条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（買取り希望の申出事項等）</p> <p>第二条 法第十五条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の土地買取り希望申出書の正本一部を提出してしなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後		改正前	
別記 様式第一			
土地有償譲渡届出書		土地有償譲渡届出書	
年 月 日		年 月 日	
殿			
譲り渡そうとする者		住所	(印)
		氏名	
<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第14条第1項において準用する第14条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。</p>			
記			
1 譲り渡そうとする相手方に関する事項			
譲り渡そうとする相手方		住所	
		氏名	
2 土地に関する事項			
所在及び地番	地目	当該土地に存する所有権以外の権利	
	地積	種類	内容
	m ²		当該権利を有する者の氏名及び住所
3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項			
所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積
			m ²
		当該工作物の所有者の氏名	当該工作物の権利の種類
		内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
4 譲渡予定価額に関する事項			
土地		合計	
譲渡予定価額	円	建築物その他の工作物	円
5 その他参考となるべき事項			
<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。</p>			
記			
1 譲り渡そうとする相手方に関する事項			
譲り渡そうとする相手方		住所	
		氏名	
2 土地に関する事項			
所在及び地番	地目	当該土地に存する所有権以外の権利	
	地積	種類	内容
	m ²		当該権利を有する者の氏名及び住所
3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項			
所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積
			m ²
		当該工作物の所有者の氏名	当該工作物の権利の種類
		内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
4 譲渡予定価額に関する事項			
土地		合計	
譲渡予定価額	円	建築物その他の工作物	円
5 その他参考となるべき事項			

- 備考
- 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
 - 2 「地種」の欄には、登記事項証明書に記載された地種を記載すること。実測地種が知れているときは、当該実測地種を「地種」の欄にかつて書きで記載すること。
 - 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
 - 4 「3. 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
 - (1) 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
 - (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
 - 5 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 備考
- 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
 - 2 「地種」の欄には、登記事項証明書に記載された地種を記載すること。実測地種が知れているときは、当該実測地種を「地種」の欄にかつて書きで記載すること。
 - 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
 - 4 「3. 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
 - (1) 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
 - (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
 - 5 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

土地買取希望申出書

年 月 日

殿

申出をする者	住所	
	氏名	
(印)		

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第15条第1項の3第1項において準用する第15条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途概要	延べ面積及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
			当該工作物の氏名	種類	内容
		m ²			

3 買取り希望価額

	土地	建築物その他の工作物	合計
買取り希望価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

様式第二

土地買取希望申出書

年 月 日

殿

申出をする者	住所	
	氏名	
(印)		

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途概要	延べ面積及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
			当該工作物の氏名	種類	内容
		m ²			

3 買取り希望価額

	土地	建築物その他の工作物	合計
買取り希望価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

<p>備考</p> <p>1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。</p> <p>2 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつて書きで記載すること。</p> <p>3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。</p> <p>4 「2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。</p> <p>(1) 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産</p> <p>(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産</p> <p>5 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p>	<p>備考</p> <p>1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。</p> <p>2 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつて書きで記載すること。</p> <p>3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。</p> <p>4 「2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。</p> <p>(1) 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産</p> <p>(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産</p> <p>5 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p>
---	---